

令和 4 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務

固定価格買取制度の事業実施状況等の 確認に関する調査報告書

2023年3月31日
エコリンクス株式会社



I. 事業概要

II. 報告書 本編

第1章 標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る実態調査

1. 実施内容
2. 結果
3. 考察

第2章 標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る現地確認

1. 実施内容
2. 結果
3. 考察

第3章 標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る改善状況等の追跡調査

1. 実施内容
2. 結果
3. 考察

第4章 担当課に寄せられた不適切案件情報等への対応

1. 実施内容
2. 結果
3. 考察

Ⅲ. 報告書 資料編

第1章 標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る実態調査 ・アンケート調査票

第2章 標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る現地確認 ・現地調査票

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「FIT法」という。)は、平成29年4月の改正法施行により、①発電事業計画の申請項目や必要書類の増加など認定等が厳格化されたこと、②省令・運用及び調達価格が変更されたこと等に伴い、申請不備や問合せが大幅に増えるなど、再生可能エネルギー固定価格買取制度を担当している資源エネルギー庁や関東経済産業局新エネルギー対策課(以下「担当課」という。)等の各地方経済産業局の業務負担が増大している状況にある。

また、前述の改正FIT法施行により、FIT法及び同法施行規則に基づき事業計画の認定の申請を行う発電事業者及び同法認定事業者(以下「FIT発電事業者」という)が設置する発電設備(以下「FIT発電設備」という)に対し標識及び柵塀等の設置が義務付けられたが、依然として標識や柵塀等が未設置又は不適切な設備の情報が多く寄せられている。

さらに、事業計画策定ガイドラインにおいて、FIT発電事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているが、実際には地域住民への説明などが不十分であることから地域との間でトラブルとなっている案件も多い。

本事業は、情報が寄せられたFIT発電設備における個々の標識及び柵塀等の設置状況等を確認するとともに、地域との間でトラブルが生じている事案について、FIT発電事業者にトラブル収束に向けた取り組みを促すとともに、万一各種法令等への違反が確認された場合には、不適切な事案として厳格な対応を行うことで、担当課のFIT法執行における業務負担を含めた社会全体でのトータルコストの削減、審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決を図り、FIT法の適正な執行が図られるよう、業務支援を行うことを目的とする。

1. **標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるFIT発電設備に係る実態調査**
 - 関東経済産業局管内のF I T発電設備リストの整理
 - F I T発電事業者に対する実態調査の実施
2. **標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるF I T発電設備に係る現地確認**
 - 関東経済産業局管内のF I T発電設備リストの整理
 - 標識・柵塀の設置等の認定基準の遵守状況について現地調査の実施
3. **標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるF I T発電設備に係る改善状況等の追跡調査**
 - 関東経済産業局管内のF I T発電設備リストの整理
 - 標識・柵塀の設置等の認定基準の遵守状況についての追跡調査の実施
4. **1から3の調査結果等を踏まえた標識・柵塀等の設置が不適切と疑われるF I T発電設備リストの整理・作成**
5. **担当課に寄せられた不適切案件情報等への対応**
 - 支援要員のさいたま新都心合同庁舎1号館内への配置（最低2名）
 - ・通報対応
 - ・事案の改善に向けた対応策を調査・検討
 - ・通報者、F I T発電事業者、自治体等関係各所との調整
 - ・F I T発電事業者へ改善行動の促しと改善行動等の調査

Ⅱ. 報告書 本編

1. 実施内容

1-1. 実施期間 令和5年2月3日～令和5年3月31日

1-2. 処理場所 エコリンクス株式会社 京都本社

1-3. 対象業務 標識・柵塀の不適切と疑われる案件の実態調査

本業務では、関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課より提供されたリストを基に、対象のF I T 発電設備を抽出し、書面によるアンケートを行うことで標識・柵塀等の設置における実態調査を実施。

1-3-1. 準備

- ・対象発電設備リストの整理：608件を対象とした
- ・アンケート調査票の作成：アンケート調査票は、Ⅲ. 報告書 資料編に掲載

1-3-2. アンケートの郵送と問い合わせ対応

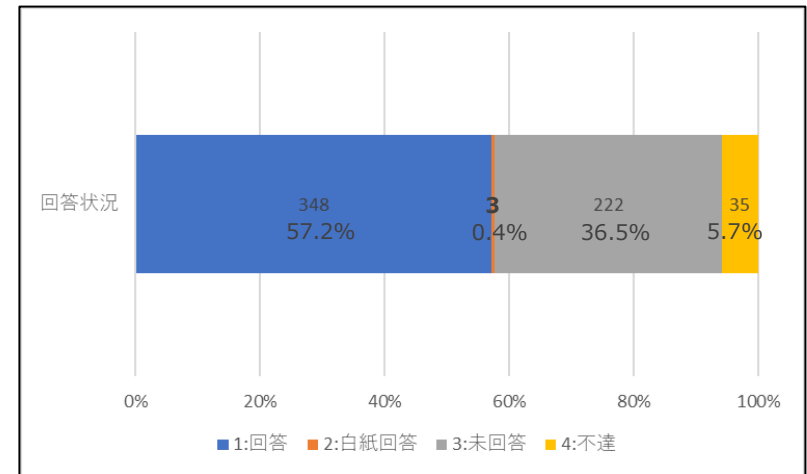
- ・対象事業者に対し、郵送にてアンケートを送付。郵送での回答を求めた。

2. アンケート結果

608件郵送した結果、351件(57.7%)の返送を得た。

2-1. 回答状況

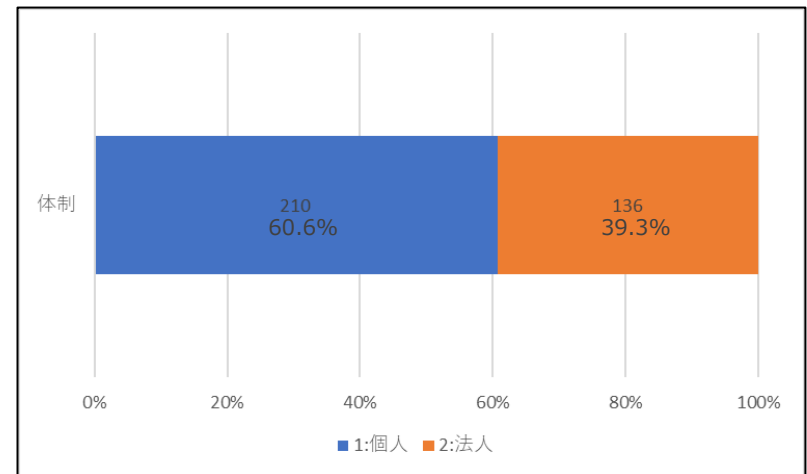
- ・回答：348件(57.2%)
- ・白紙：3件(0.4%)
- ・未回答：222件(36.5%)
- ・不達：35件(5.7%)



図表1-1 回答状況

2-2. 【回答内容】発電事業者の体制(有効回答数：346件)

- ・個人：210件(60.6%)
- ・法人：136件(39.3%)

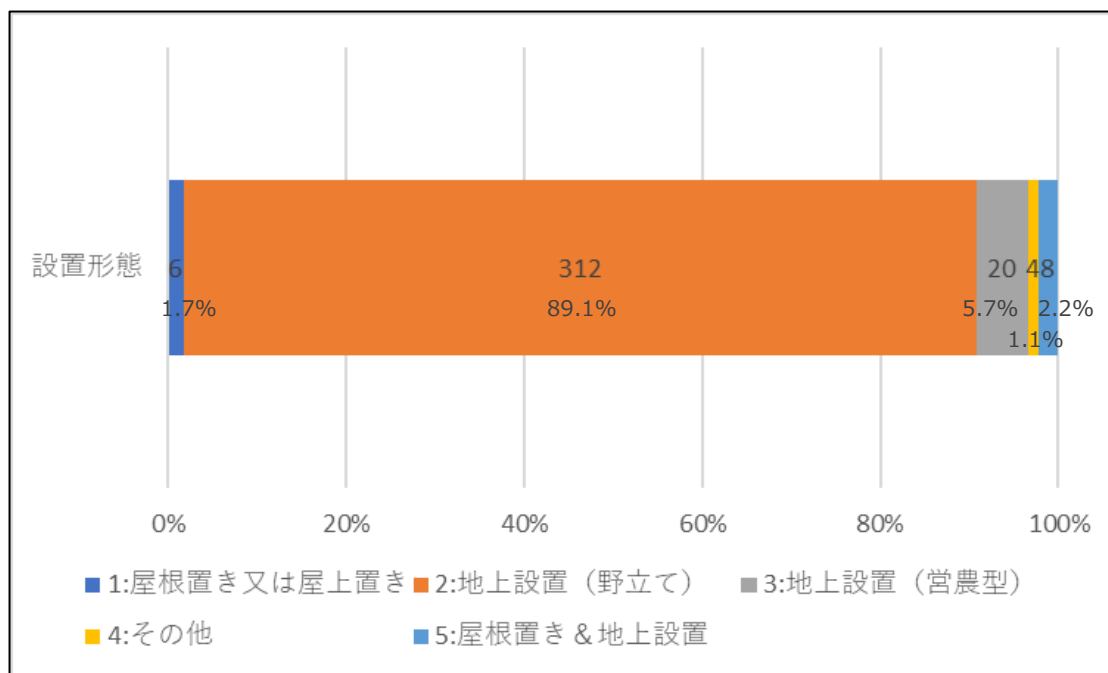


図表1-2 体制

2. アンケート結果

2-3. 【回答内容】設置形態(有効回答数：350件)

- ・屋根置き又は屋上置き：6件(1.7%)
- ・地上設置（野立て）：312件(89.1%)
- ・地上設置（営農型）：20件(5.7%)
- ・その他：4件(1.1%)
- ・屋根置き&地上設置：8件(2.2%)



図表1-3 設置形態

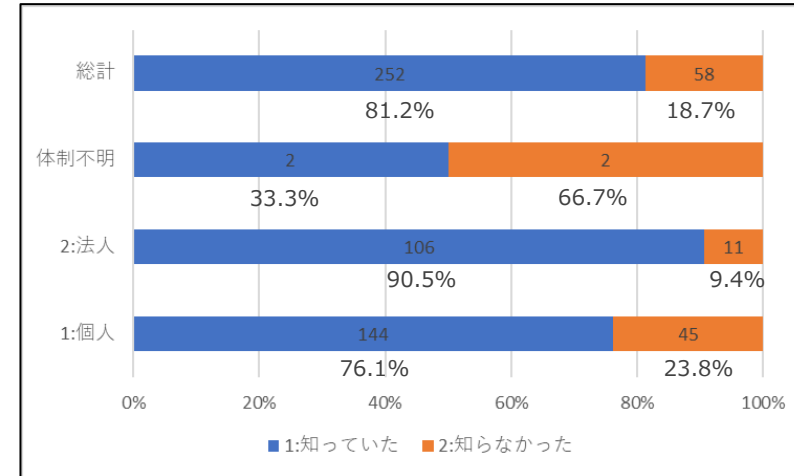
2. アンケート結果

2-4. 【回答内容】標識・柵塀の設置義務の認識

(有効回答数：個人189件、法人117件、体制不明：4件、計310件)

図表1-4 設置義務の認識

- ・知っていた(計)：252件(81.2%)
- ・知らなかった(計)：58件(18.7%)
- ・知っていた(個人)：144件(76.1%)
- ・知らなかった(個人)：45件(23.8%)
- ・知っていた(法人)：106件(90.5%)
- ・知らなかった(法人)：11件(9.4%)

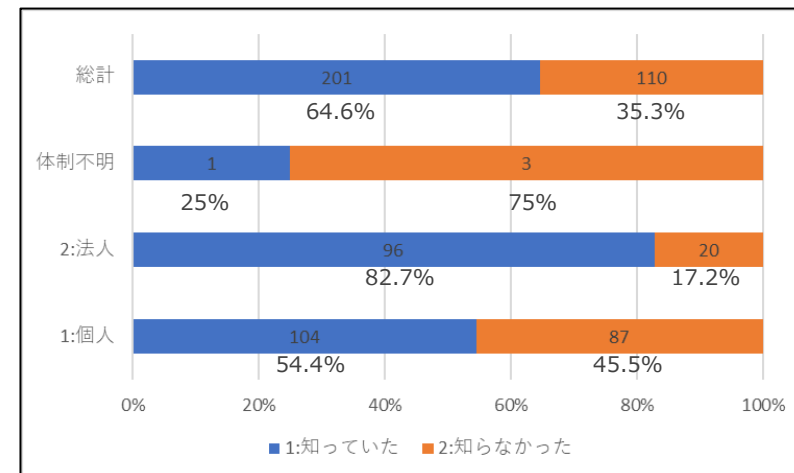


2-5. 【回答内容】設置義務を怠った場合の認定取消認識

(有効回答数：個人191件、法人116件、体制不明：4件、計311件)

図表1-5 認定取消の認識

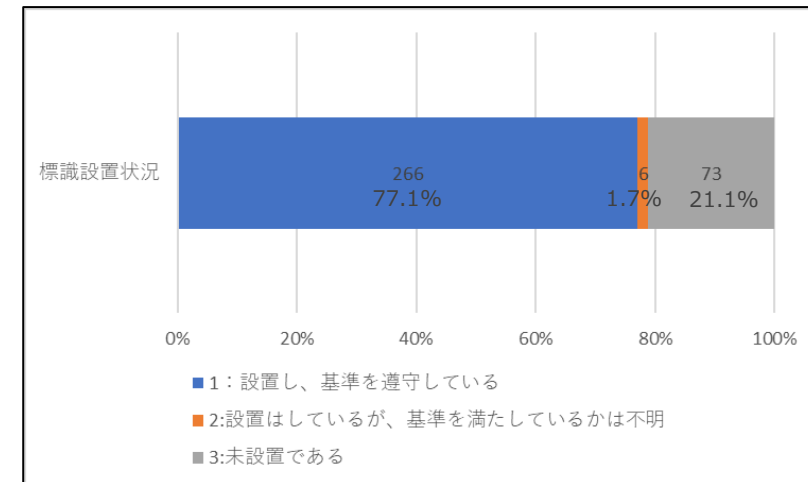
- ・知っていた(計)：201件(64.6%)
- ・知らなかった(計)：110件(35.3%)
- ・知っていた(個人)：104件(54.4%)
- ・知らなかった(個人)：87件(45.5%)
- ・知っていた(法人)：96件(82.7%)
- ・知らなかった(法人)：20件(17.2%)



2. アンケート結果

2-6. 【回答内容】標識設置状況(有効回答数：345件)

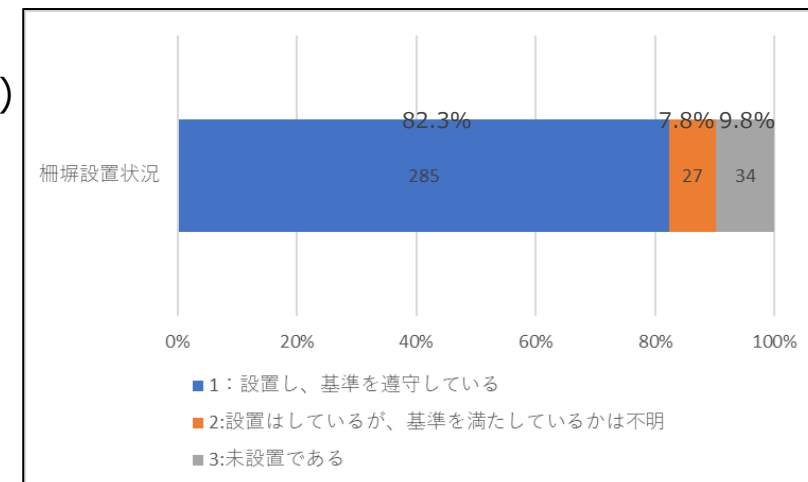
- ・設置し、基準を遵守している：266件(77.1%)
- ・設置はしているが、基準を満たしているかは不明：6件(1.7%)
- ・未設置である：73件(21.1%)



図表1-6 標識設置状況

2-7. 【回答内容】柵塀設置状況(有効回答数：346件)

- ・設置し、基準を遵守している：285件(82.3%)
- ・設置はしているが、基準を満たしているかは不明：27件(7.8%)
- ・未設置である：34件(9.8%)



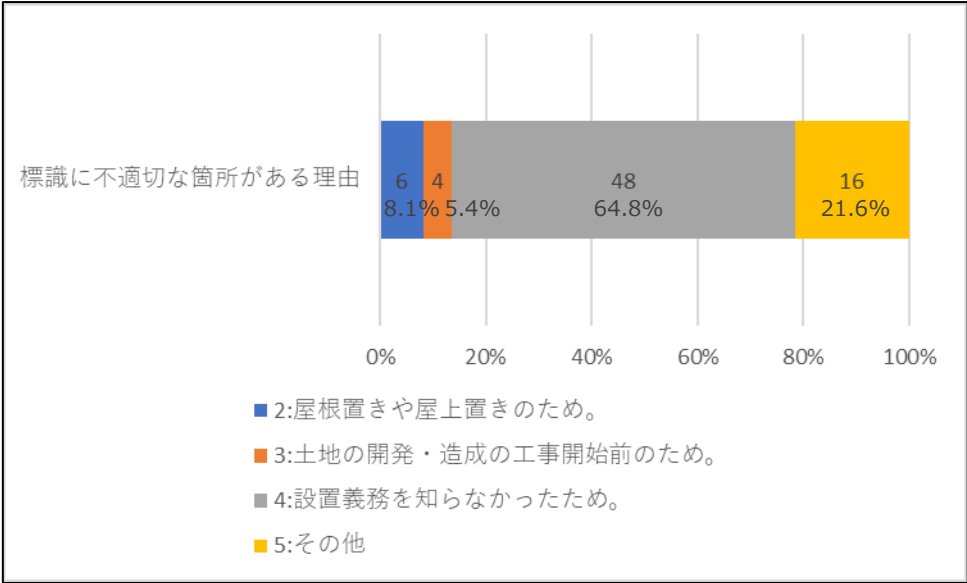
図表1-7 柵塀設置状況

2. アンケート結果

2-8. 【回答内容】標識に不適切な箇所がある理由(有効回答数：74件)

- ・発電設備の出力が20kw未満のため。：0件
- ・屋根置きや屋上置きのため。：6件(8.1%)
- ・土地の開発・造成の工事開始前
（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始前）のため。：4件(5.4%)
- ・設置義務を知らなかったため。：48件(64.8%)
- ・その他：16件(21.6%)

2-9. 【回答内容】標識に不適切な箇所がある理由（その他：コメント回答）



図表1-8 標識に不適切な箇所がある理由

体制	回答内容(その他)
個人	・柵塀設置後に柵に取り付ける予定 ・設置したが風でとんでしまった ・ソーラー設備の設置は取りやめた
法人	・20kw未満と誤解していたため ・設置してあったが壊された ・発電所開発前のため ・太陽光設置予定なし

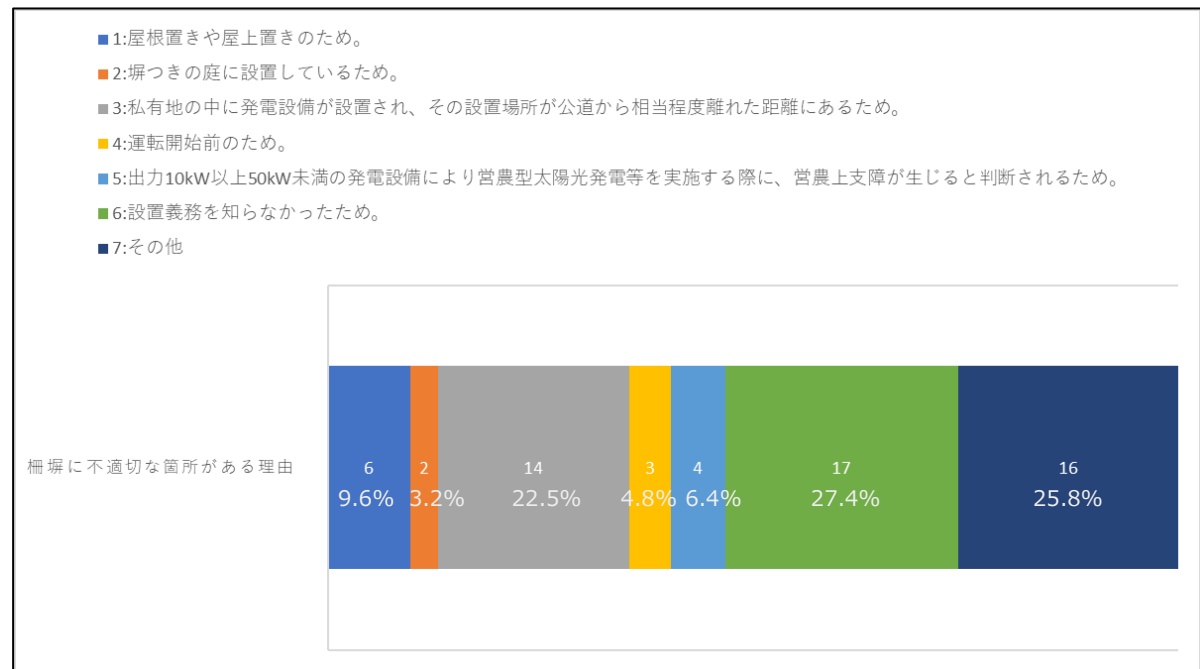
図表1-9 標識に不適切な箇所がある理由(その他：コメント回答)

2. アンケート結果

2-10. 【回答内容】柵塀に不適切な箇所がある理由(有効回答数：62件)

- ・屋根置きや屋上置きのため。：6件(9.6%)
- ・塀つきの庭に設置しているため。：2件(3.2%)
- ・私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にあるため。：14件(22.5%)
- ・運転開始前のため。：3件(4.8%)
- ・出力10kW以上50kW未満の発電設備により営農型太陽光発電等を実施する際に、営農上支障が生じると判断されるため。4件(6.4%)
- ・設置義務を知らなかったため。17件(27.4%)
- ・その他(25.8%)

図表1-10 柵塀に不適切な箇所がある理由



2. アンケート結果

2-11. 【回答内容】柵塀に不適切な箇所がある理由（その他：コメント回答）

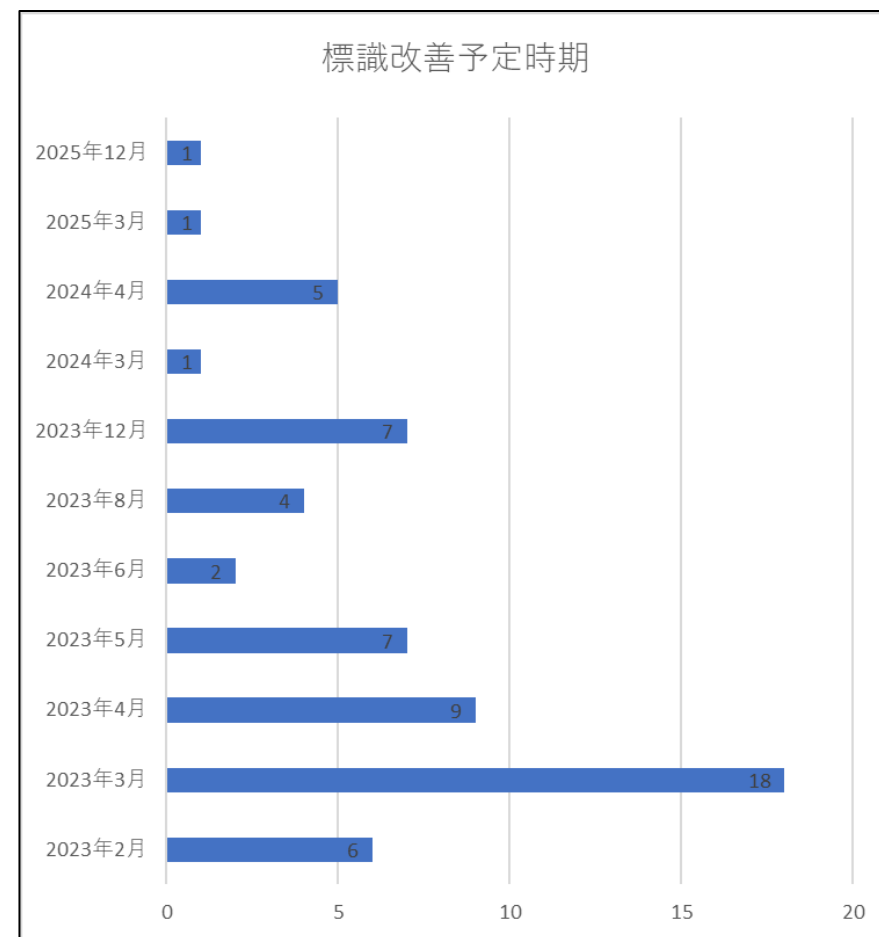
体制	回答内容(その他)
個人	・道路面は設置済、農園面は立入ができない為、未設置 ・業者の担当者が変わり、うやむやになったまま放置していた ・柵を作るとメンテナンス(草刈り等)ができない ・1面は倉庫に面しているため未設置ですが、容易に人は入れない ・営農型、中に入りにくい様に植樹してある ・北側はブロック塀、西側は田で1m以上の段差がある為、単独のフェンスは北面西面には設置せず ・すでに柵を設置していたが、設置基準を安易に考えていた
法人	・発電所開発前のため ・法施行前に販売会社が設置した柵のため ・周囲が畑だった為、地主様の要望もありフェンスをしなかった。期日までに設置 ・隣接する第三者の農地への配慮 ・柵と生垣で隣地とは区分されているが、生垣部分に柵を設ける予定

図表1-11 柵塀に不適切な箇所がある理由(その他：コメント回答)

2. アンケート結果

2-12. 【回答内容】標識改善予定時期(有効回答数：67件)

- ・設置済：6件(8.9%)
- ・2023年2月末まで：6件(8.9%)
- ・2023年3月末まで：18件(26.8%)
- ・2023年4月末まで：9件(13.4%)
- ・2023年5月末まで：7件(10.4%)
- ・2023年6月末まで：2件(2.9%)
- ・2023年8月末まで：4件(5.9%)
- ・2023年12月末まで：7件(10.4%)
- ・2024年：6件(8.9%)
- ・2025年：2件(2.9%)

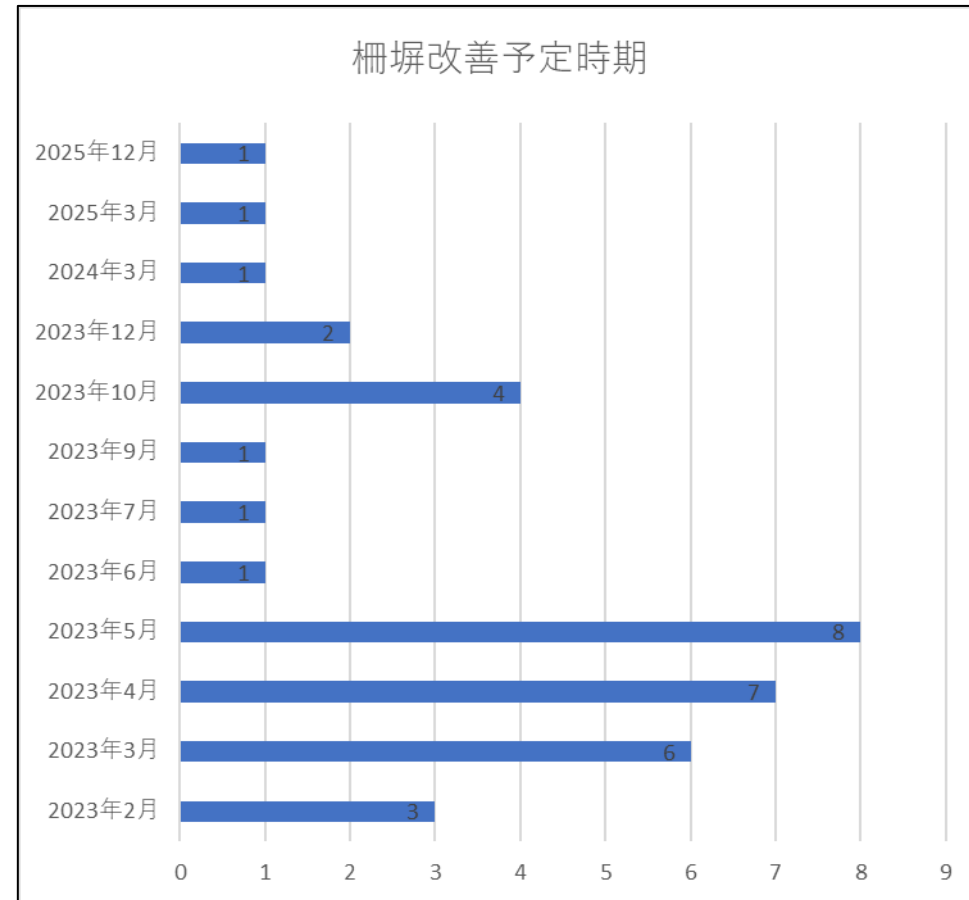


図表1-12 標識改善予定時期
※設置済6件は除く

2. アンケート結果

2-13. 【回答内容】柵塀改善予定時期(有効回答数：40件)

- ・設置済：2件(5%)
- ・2023年2月末まで：3件(7.5%)
- ・2023年3月末まで：6件(15%)
- ・2023年4月末まで：7件(17.5%)
- ・2023年5月末まで：8件(20%)
- ・2023年6月末まで：1件(2.5%)
- ・2023年7月末まで：1件(2.5%)
- ・2023年9月末まで：1件(2.5%)
- ・2023年10月末まで：4件(10%)
- ・2023年12月末まで：2件(5%)
- ・2024年：1件(2.5%)
- ・2025年：2件(5%)
- ・不明・その他：2件(5%)



図表1-13 柵塀改善予定時期
※設置済2件、不明・その他2件は除く

3. 考察

アンケートの回収結果により、標識は266件（77%）、柵塀は285件（82%）が改善していることを確認できた。数年来の継続した取り組みの成果と考える。一方で、未だ標識・柵塀の設置義務を認識していない事業者が58件（18%）あり、また、それを上回る110件（35%）の事業者が、認定取消の可能性について認識していないことが確認できた。

標識・柵塀の設置義務についての周知をより強く行い、事業開始当初より正しい運用を行うよう促すことが重要と考える。

1. 実施内容

1-1. 実施期間 令和5年3月6日～令和5年3月17日

1-2. 実施場所 担当課から提供された関東経済産業局管内の不適切と疑われる
F I T 発電設備現地

1-3. 対象業務 標識・柵塀の不適切と疑われる案件の現地調査

本業務では、関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課より提供されたりストを基に、対象のF I T 発電設備を抽出し、現地にて標識・柵塀等の設置状況の調査を実施。

1-3-1. 準備

- ・対象発電設備リストの整理：38件を対象とした
- ・現地調査票の作成：現地調査票は、Ⅲ. 報告書 資料編に掲載

1-3-2. 現地調査実施

- ・電気設備に関する知識があることがわかる資格を保有、且つ太陽光発電の建設や管理保守に関わる業務の経験者を調査員とした。

2. 実施結果

調査結果の概要を下表に示す。

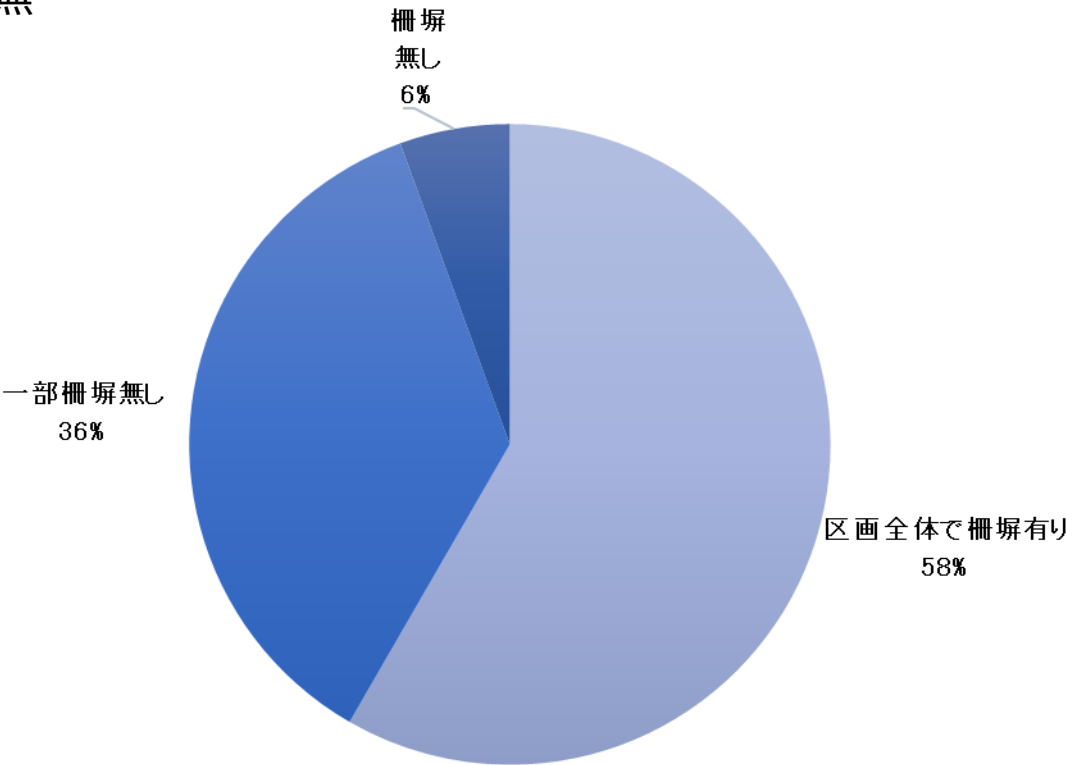
調査対象 : 38件 (うち発電所特定できず 2件)
集計対象 : 36件

図表2-1 調査結果概要

No.	発電出力	柵塀			発電所内侵入			柵塀高さ（単位m）				材質				外部から接触			柵塀の破損・変形			施錠			標識			標識判読			材質			固定		設置場所	
		区画全体で有	一部無し	柵塀無し	容易に可能	意志あれば可能	不可能	～1	1～1.49	1.5～1.99	2～	フェンス	フェンス以外の金属	木製	それ以外	可能	不可能	柵塀からはみ出し有	複数有り	1ヶ所有	無し	施錠されている	施錠されていない	施錠機能無し	有り	標識提示の痕跡有り	無し	可	一部可	不可	堅牢な素材	退色懸念有り	その他	堅固に固定	外れる可能性有り	見やすい場所・高さ	見にくい場所・高さ
1	49.5		○			○					○						○				○	○				○									○	○	
2	49.5		○			○					○						○				○		○			○									○	○	
3	49.5		○			○					○						○				○	○				○											
4	49.5		○			○					○						○				○	○				○											
5	49.5		○			○					○						○				○		○	○			○								○	○	
6	49.5		○			○					○						○				○		○	○			○								○	○	
7	49.5	○							○			○					○				○	○				○											
8	49.5	○							○			○					○				○		○			○											
9	48.4	○								○		○					○				○		○			○											
10	47.2		○			○						○				○					○					○											
11	45		○									○									○					○											
12	40			○	○							○					○						○			○											
13	15.4	○							○			○					○						○			○											
14	49.5		○		○		○							○		○							○	○		○								○		○	
15	49.5	○							○			○					○				○	○		○	○		○								○	○	
16	49.5	○							○			○					○				○		○	○		○								○		○	
17	29.5		○		○						○						○				○		○			○											
18	47.2	○				○					○						○				○	○				○											
19	47.2	○				○					○		○				○				○	○				○											
20	102		○			○					○						○				○	○			○									○		○	
21	45.2	○				○						○					○				○	○			○				○								
22	26.4		○		○		○					○					○						○	○		○									○	○	
23	38.5	○				○						○					○		○				○	○		○									○		
24	44	○					○				○		○				○				○	○		○										○		○	
25	49.1	○					○				○		○				○				○	○				○											
26	49.5	○					○				○		○				○				○	○				○											
27	38.5		○		○						○						○				○	○				○											
28	49.5	○					○					○					○				○	○			○												
29	46.4	○					○					○					○				○	○			○												
30	49.5	○					○					○					○				○	○			○												
31	46.4	○					○					○					○				○	○			○												
32	46.4	○										○					○				○	○			○												
33	46.4	○					○					○					○				○	○			○												
34	49.5	○					○					○					○				○	○			○												
35	49.5	○					○					○					○				○	○			○												
36	46.8		○		○											○					○		○			○											
37	47.2	太陽発電所特定できず																																			
38	47.2	太陽発電所特定できず																																			

2－1 柵塀

2-1-1 柵塀の有無

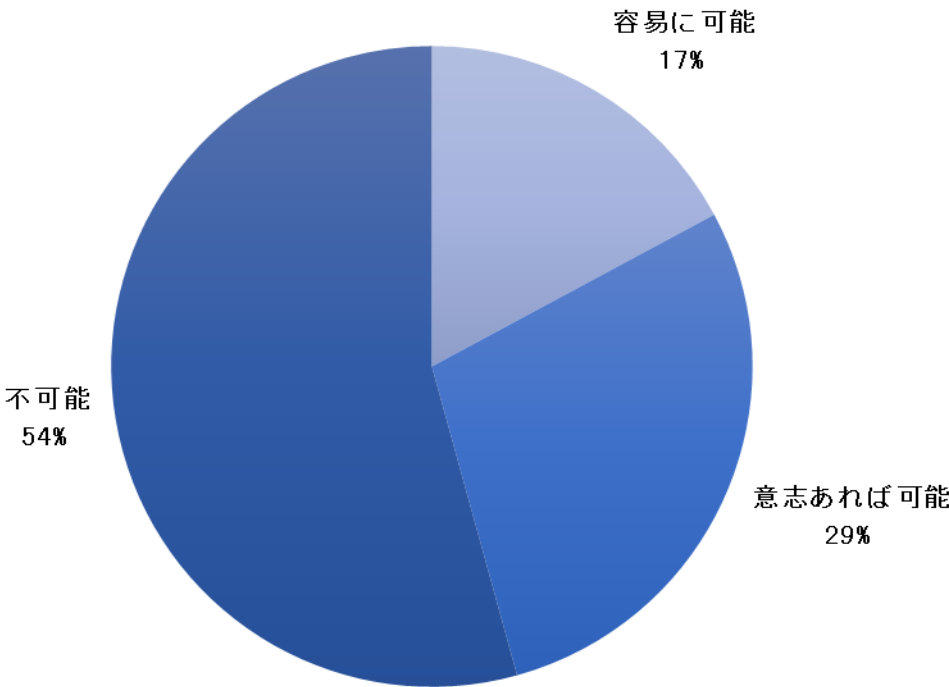


図表2-2 柵塀の有無

区画全体で柵塀有り	21件	58%
一部柵塀無しの箇所有り	13件	36%
柵塀無し	2件	6%

2－1 柵塀

2-1-2 区画内侵入

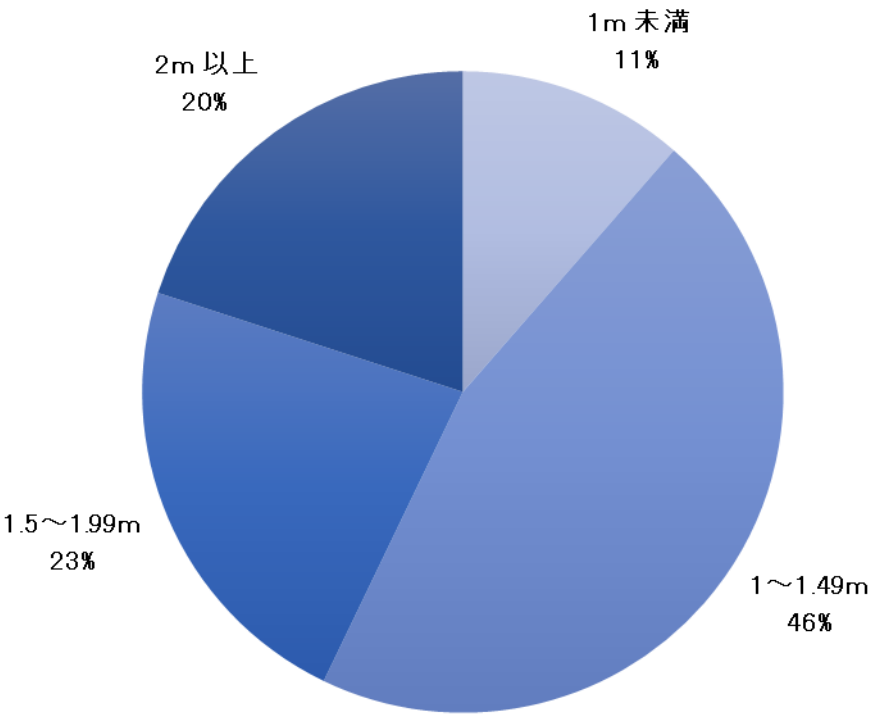


図表2-3 区画内侵入

容易に侵入可能	6件	17%
侵入意志があれば侵入可能	10件	29%
侵入は不可能	19件	54%

2－1 柵塀

2-1-3 柵塀高さ

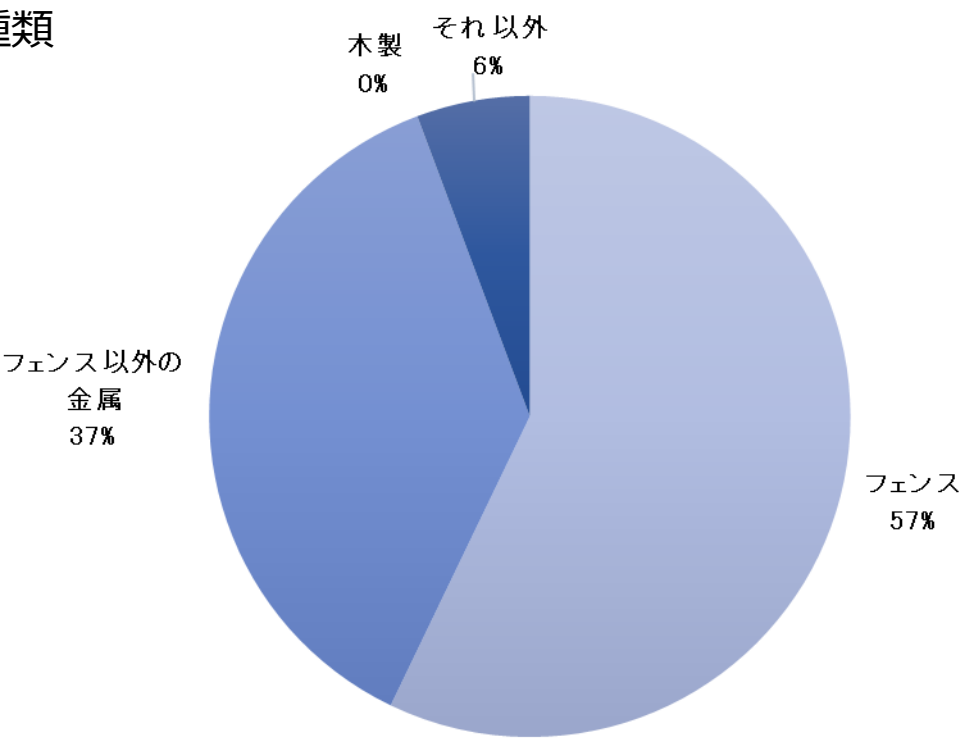


図表2-4 柵塀高さ

1m未満	4件	11%
1m以上 1.49m以下	16件	46%
1.5m以上 1.99m以下	8件	23%
2m以上	7件	20%

2－1 柵塀

2-1-4 柵塀の種類



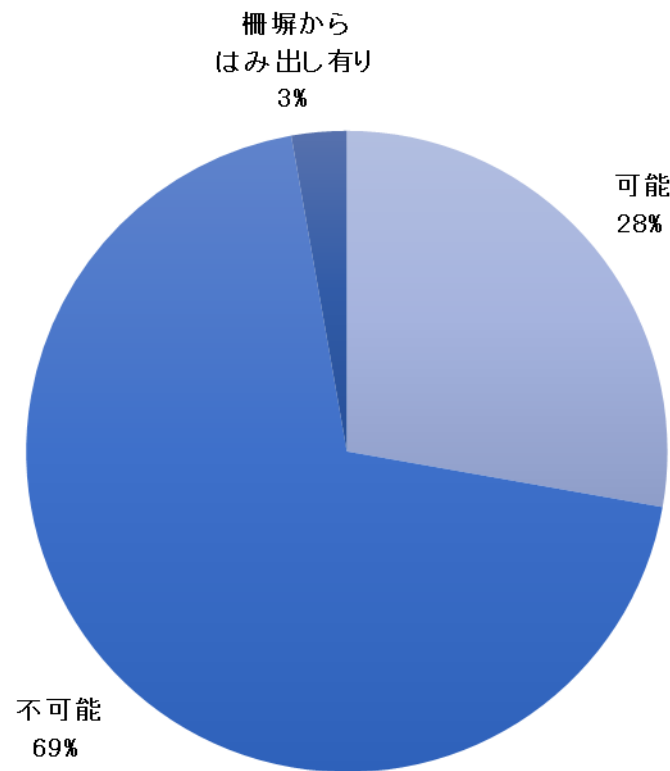
図表2-5 柵塀の種類

フェンス	20件	57%
フェンス以外の金属	13件	37%
木製	0件	0%
その他（※）	2件	6%

※その他は、ネット1件、ロープ1件

2－1 柵塀

2-1-5 柵塀からの離隔

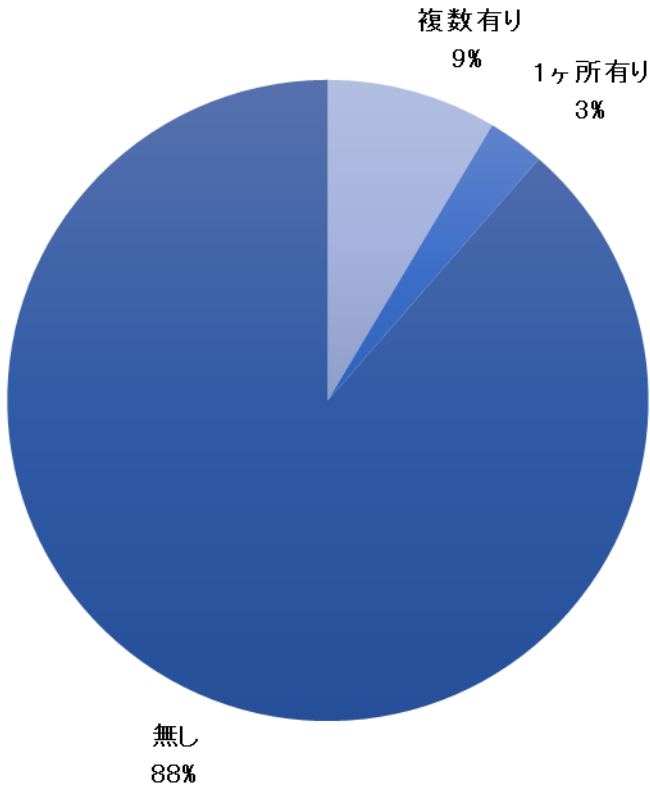


図表2-6 柵塀からの離隔

外部からの接触可能	10件	28%
外部からの接触は不可能	25件	69%
柵塀から発電設備がはみ出している	1件	3%

2－1 柵塀

2-1-6 柵塀の破損・変形

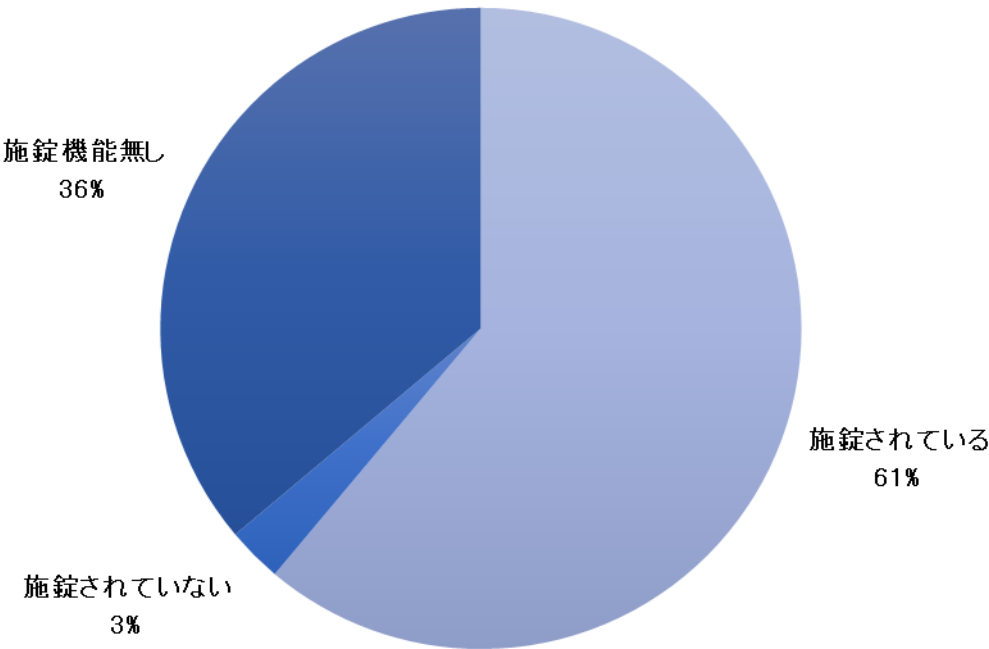


図表2-7 柵塀の破損・変形

破損・変形個所が複数ある	3件	9%
1か所破損・変形個所がある	1件	3%
破損・変形なし	31件	88%

2－1 柵塀

2-1-7 入口の施錠

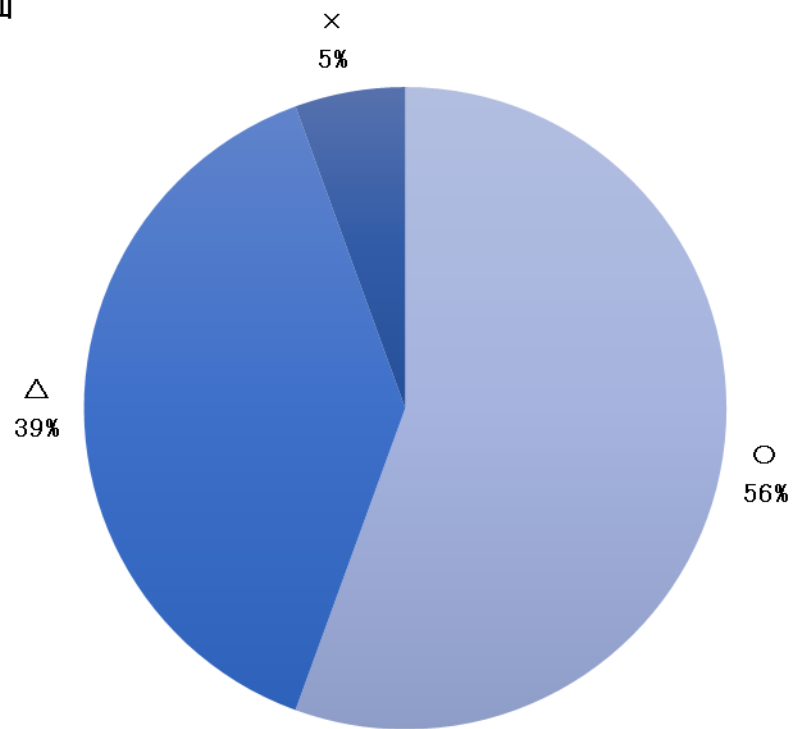


図表2-8 入口の施錠

施錠されている	22件	61%
施錠機能はあるが施錠されていない	1件	3%
施錠機能が無い	13件	36%

2－1 柵塀

2-1-8 柵塀の総合評価

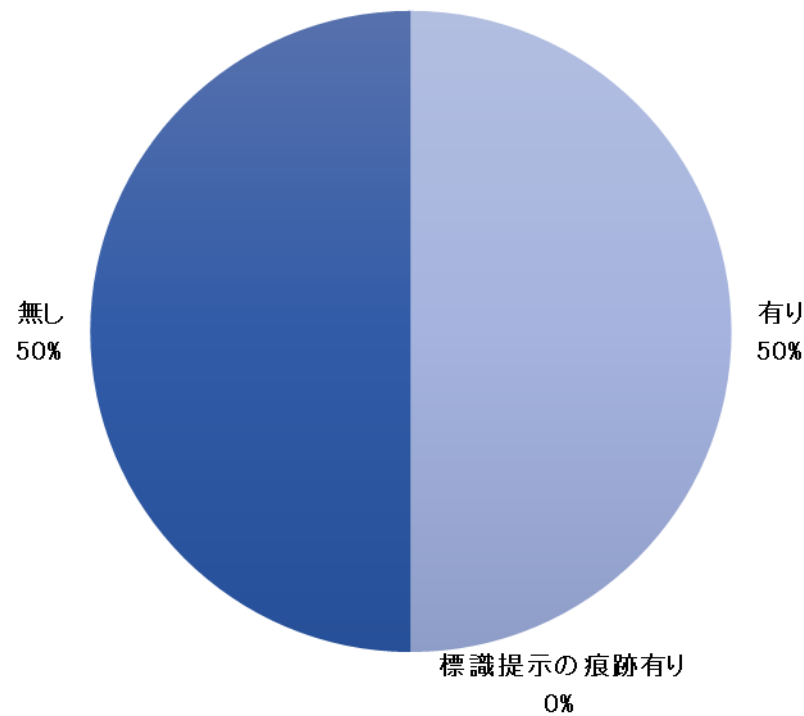


図表2-9 柵塀の総合評価

○	柵塀があり、外部から発電設備に触れられないなど、周辺への安全配慮が行き届いている	20件	56%
△	柵塀はあるが、一部柵塀無し／柵塀の破損変形／未施錠などで区画内への侵入が可能	14件	39%
×	柵塀無し	2件	5%

2－2 標識

2-2-1 標識の有無

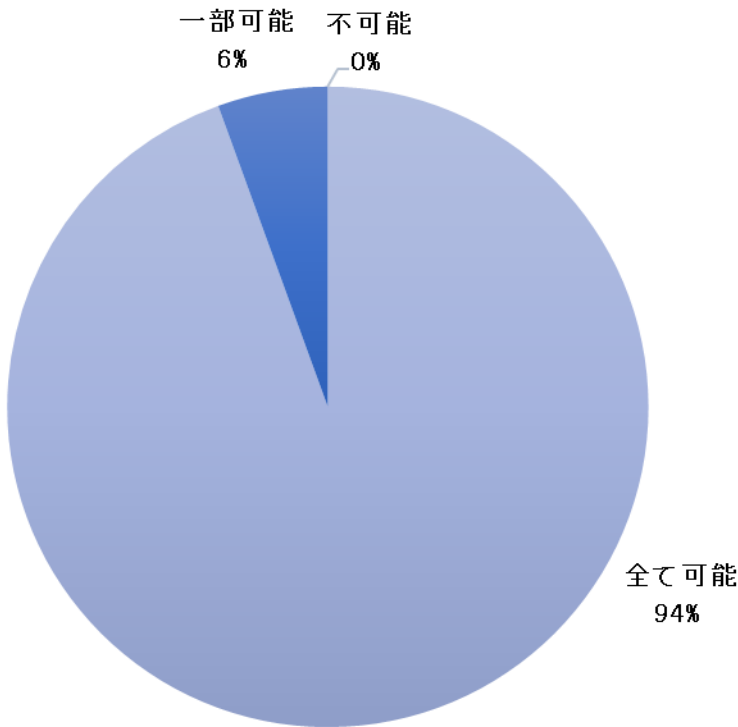


図表2-10 標識の有無

標識有り	18件	50%
標識提示の痕跡有り	0件	0%
標識無し	18件	50%

2－2 標識

2-2-2 判読可否 （標識有りの18件が対象）

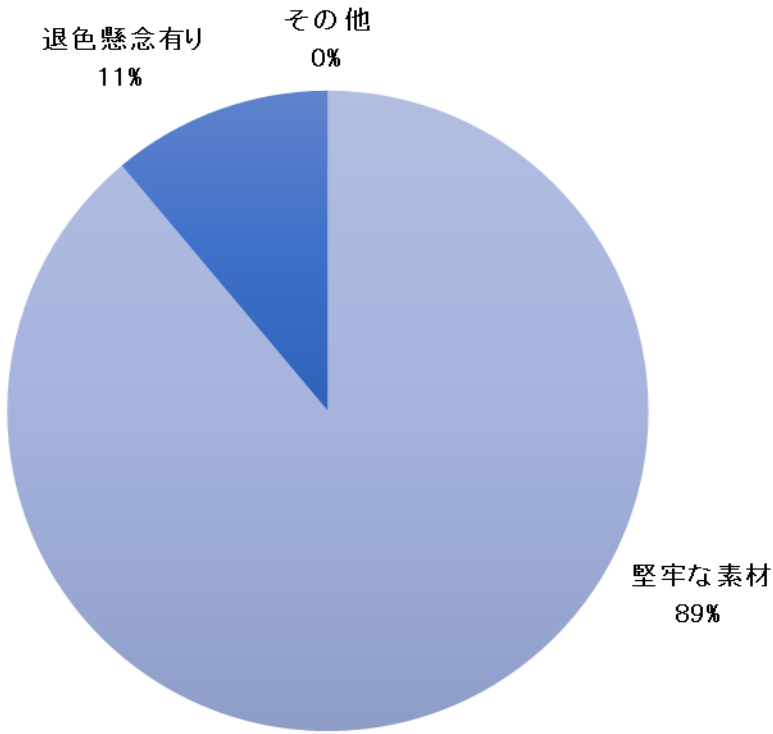


図表2-11 判読可否

全て判読可能	17件	94%
一部判読可能	1件	6%
全て判読不可能	0件	0%

2－2 標識

2-2-3 材質・保護 （標識有りの18件が対象）

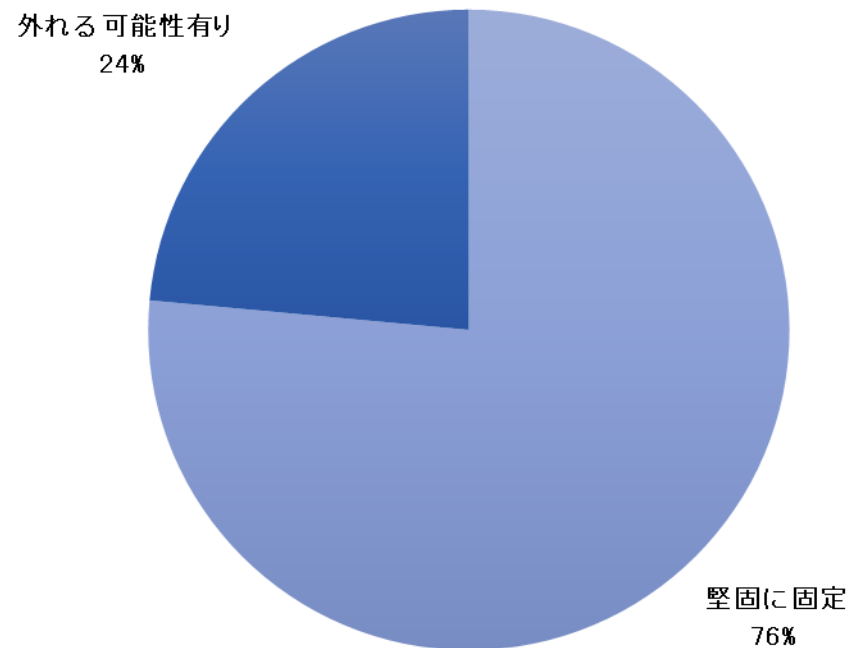


図表2-12 材質・保護

（樹脂等の）堅牢な素材	16件	89%
退色が懸念される素材	2件	11%
その他	0件	0%

2－2 標識

2-2-4 固定（標識有りの18件が対象）

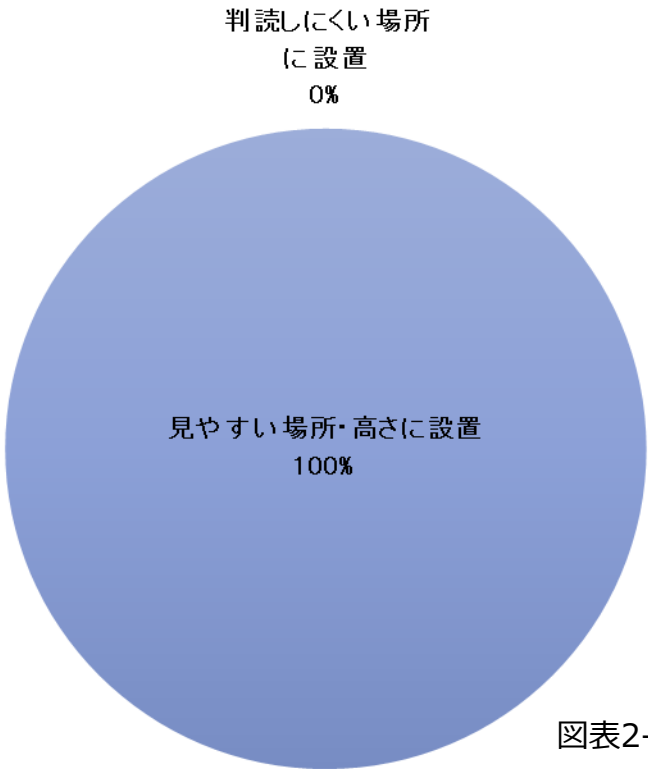


図表2-13 固定

堅牢な手段で固定	13件	76%
固定が外れる可能性あり	4件	24%
標識が落下している	1件	－

2－2 標識

2-2-5 設置場所（標識有りの18件が対象）



図表2-14 設置場所

見やすい場所、高さに設置	17件	100%
内容が判読しにくい場所	0件	0%
標識が落下している	1件	－

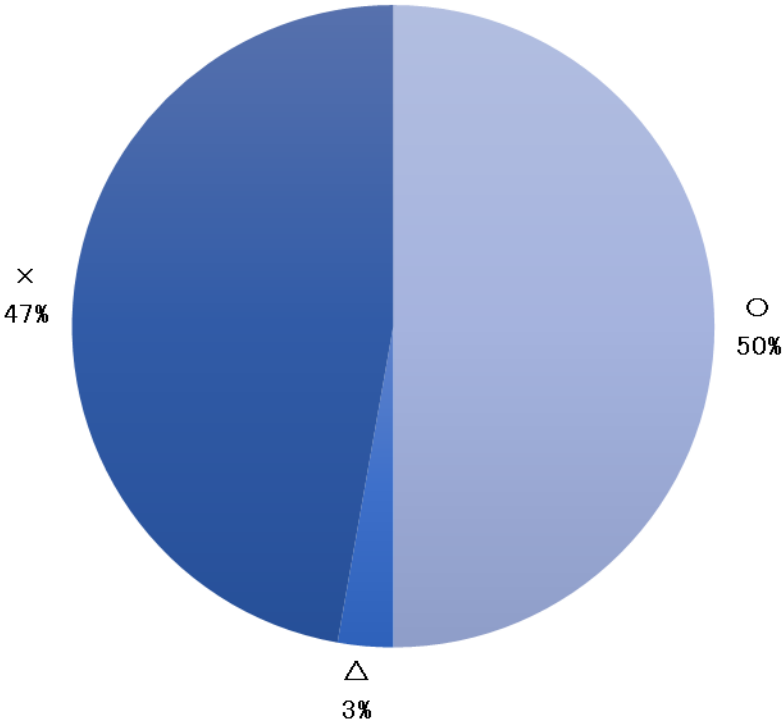
2-2 標識

2-2-6 標識記載内容（標識有りの18件が対象）

標識記載内容	記載有り	判読不可能	記載無し
設備区分	18件	0	0
設備名称	18件	0	0
設備ID	18件	0	0
設置場所	18件	0	0
発電出力	17件	1件	0
認定事業者名	18件	0	0
認定事業者住所	18件	0	0
保守点検責任者	18件	0	0
連絡先	18件	0	0
運転開始年月日	18件	0	0

2－2 標識

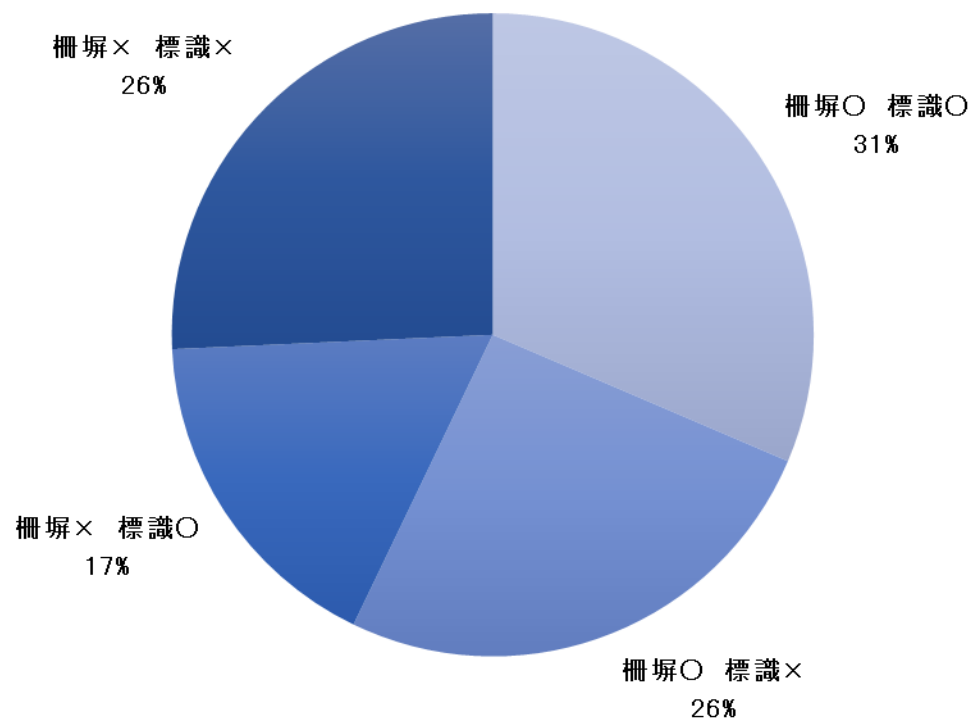
2-2-7 標識の総合評価



図表2-15 標識の総合評価

○	標識があり、見やすい場所でしっかり固定されている	18件	50%
△	標識はあるが、固定・劣化・退色・掲示場所などに問題あり	1件	3%
×	標識無し	17件	47%

2－3 総合評価

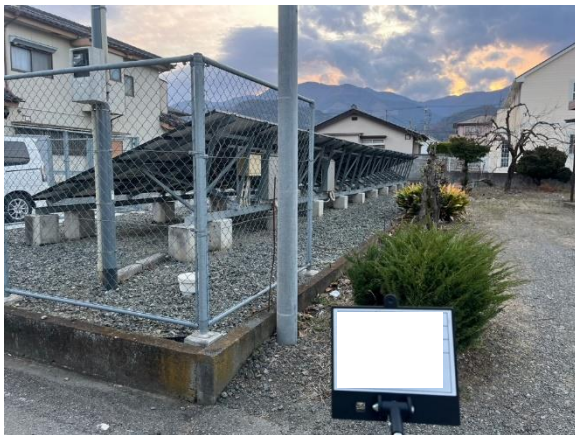


図表2-16 総合評価

柵塀	○	柵塀総合評価の○と同じ
	×	柵塀が無い、または破損や未施錠など安全配慮に欠ける。柵塀総合評価の△と×
標識	○	標識総合評価の○と同じ
	×	標識が無い、固定・劣化・退色・掲示場所などに問題あり。標識総合評価の△と×

2-4 不適切一例

柵塀一部無し



柵塀無し



発電所への侵入容易



柵塀材質



2-4 不適切一例

外部からの接触可能



柵塀からはみだし



柵塀の破損・変形



施錠無し



2-4 不適切一例

標識の落下



標識の一部が未記載



3. 考察

柵塀については、全く設置されていないという事例は少なく、柵塀の設置比率は高くなっていると考えられる。ただし一部破損した状態が放置される、柵塀の高さが不足している、あるいは施錠されていないなど、発電所区画内に容易に侵入が可能な状態のものが多く、柵塀設置の目的が達成されていないという現状が明らかになった。

単に柵塀は改正FIT法の義務であるという事だけでなく、感電等の事故防止のためという柵塀の本来の目的を事業者に訴求していくことが重要であると思われる。

標識については今回の調査においても設置率は53%にとどまっている。柵塀と違って発電所の立地環境に影響されることもなく、また費用面においても発電事業者の負担はごく僅かであることから、設置率の低さは発電事業者の意識によるところが大きいと思われる。

1. 実施内容

1-1. 実施期間 令和5年3月3日～令和5年3月31日

1-2. 処理場所 エコリンクス株式会社 京都本社

1-3. 対象業務 標識・柵塀の不適切と疑われる案件の改善状況等についての追跡調査

本業務では、以下の条件で対象の F I T 発電設備を抽出し

メールと電話による追跡調査を行うことで標識・柵塀等の設置における改善状況を確認。

抽出条件①：令和3年度実施の令和2年度不適切案件の追跡調査で改善予定ありの回答(37件)

抽出条件②：令和3年度実施のアンケートにおいて不適切と自己回答(175件)

1-3-1. 準備

- ・対象発電設備リストの整理：上記抽出条件にて212件を対象とした
- ・メール文章と改善状況報告書作成

1-3-2. メール送信及び電話による報告書提出依頼と問い合わせ対応

- ・対象事業者に対し、メールアドレス保有者にはメール送信にて改善状況報告書を送付し、電話にて回答を求めた。
- ・メールアドレス未保有者には、電話にて改善状況の調査趣旨を説明し、改善状況の報告を求めた。

2. 実施結果

2-1. 抽出条件①（37件）について

2-1-1. 改善状況

（有効回答数：18件）

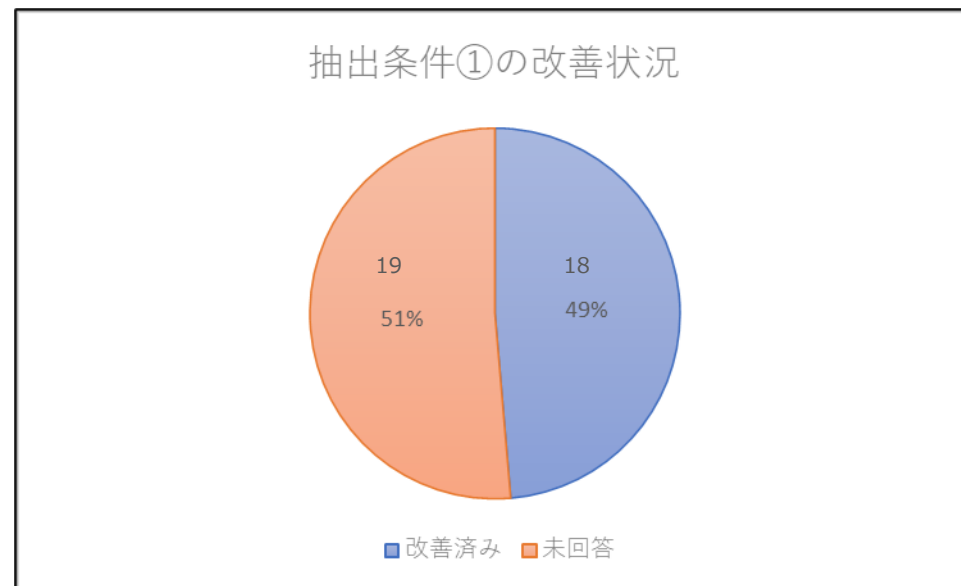
- ・改善済：18件(49%)
- ・未改善：0件
- ・未回答：19件(51%)

※抽出条件①の内訳

標識、柵塀ともに改善対象：35件

標識のみ改善対象：2件

柵塀のみ改善対象：0件



図表3-1 抽出条件①の改善状況

2-1-2. 改善予定時期

- ・有効回答数：0件

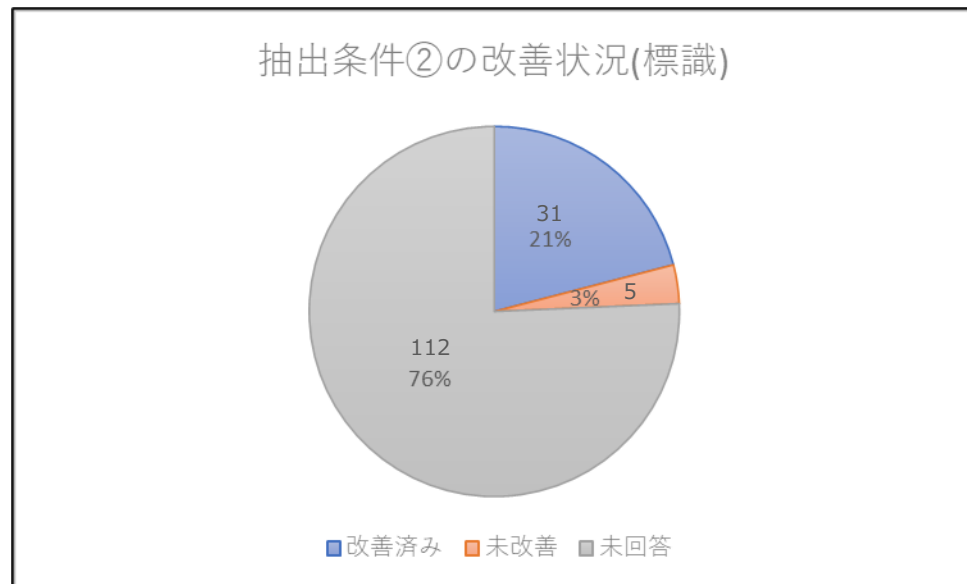
※今回の追跡調査の回答は全て改善済だったため、改善予定時期についての回答は得られなかった。

2. 実施結果

2-2. 抽出条件②（175件）について

2-2-1. 改善状況（標識が改善対象：148件） （有効回答数：36件）

- ・改善済：31件(21%)
- ・未改善：5件(3%)
- ・未回答：112件(76%)



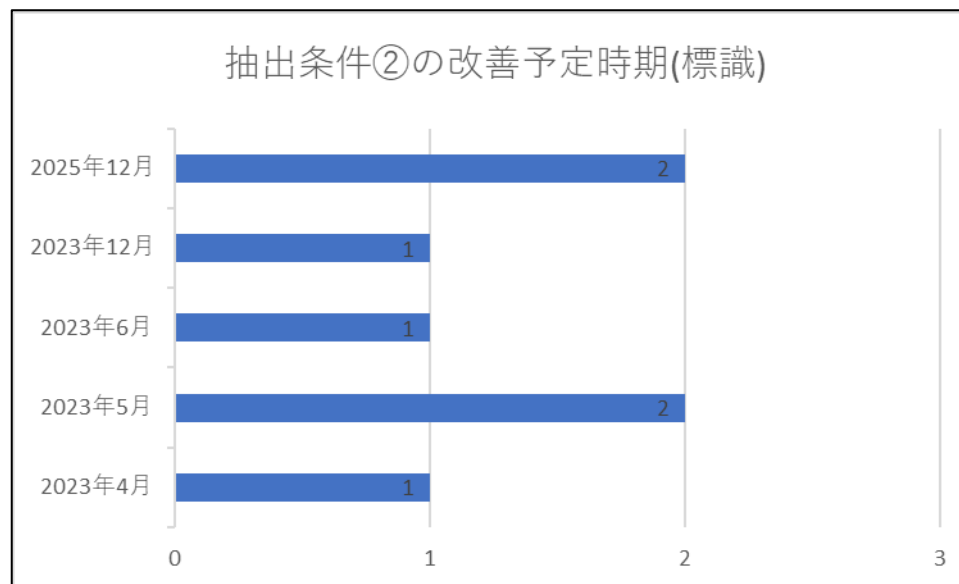
図表3-2 抽出条件②の改善状況

2. 実施結果

2-2. 抽出条件②（175件）について

2-2-2. 改善予定時期（標識が改善対象：148件） （有効回答数：7件）

- ・2023年4月末まで：1件
- ・2023年5月末まで：2件
- ・2023年6月末まで：1件
- ・2023年12月末まで：1件
- ・2025年12月末まで：2件



図表3-3 抽出条件②の改善予定時期(標識)

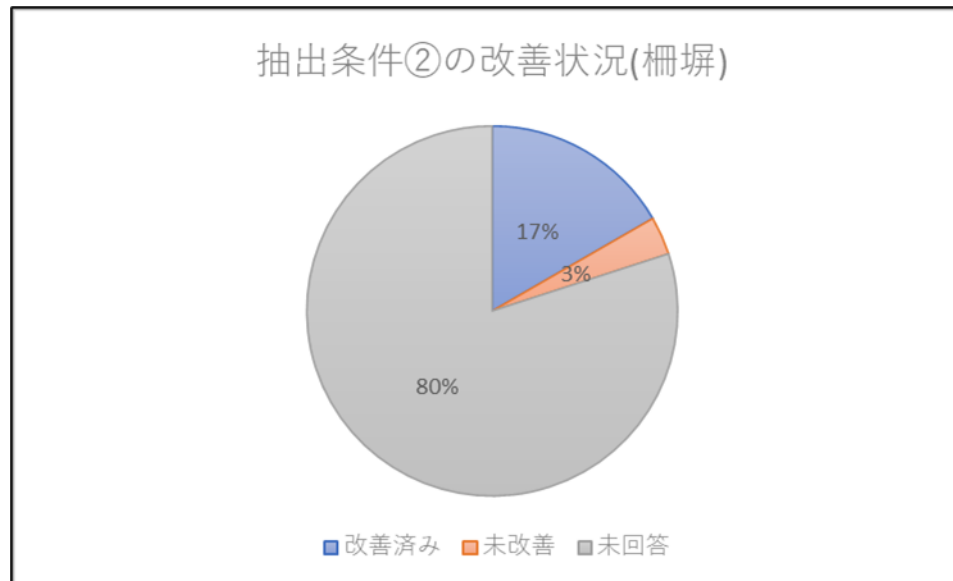
2. 実施結果

2-2. 抽出条件②（175件）について

2-2-3. 改善状況（柵塀が改善対象：60件）

（有効回答数：12件）

- ・改善済：10件(16.6%)
- ・未改善：2件(3.3%)
- ・未回答：48件(80%)



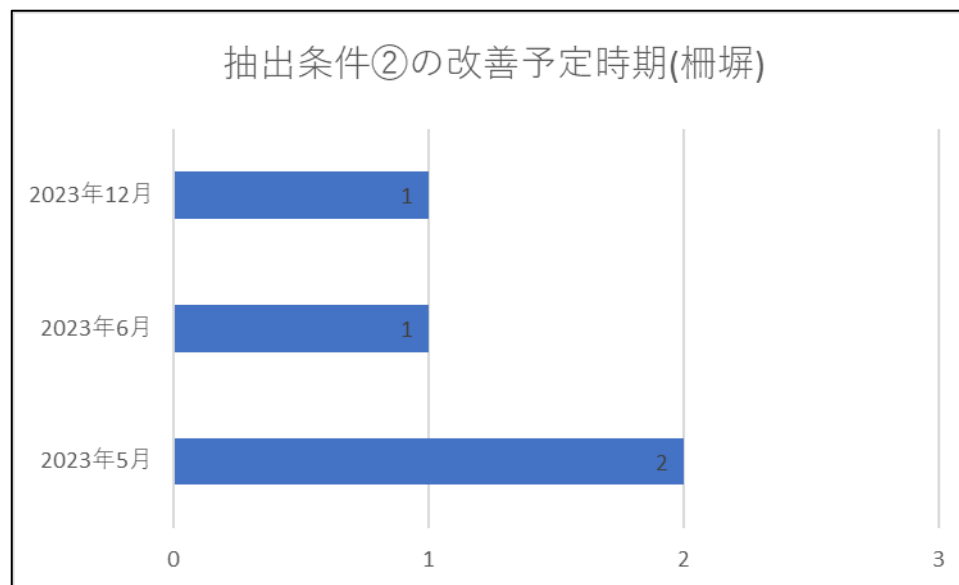
図表3-4 抽出条件②の改善状況(柵塀)

2. 実施結果

2-2. 抽出条件②（175件）について

2-2-4. 柵塀改善予定時期（柵塀が改善対象：60件） （有効回答数：4件）

- ・2023年5月末まで：2件
- ・2023年6月末まで：1件
- ・2023年12月末まで：1件



図表3-5 抽出条件②の改善予定時期(柵塀)

3. 考察

追跡調査の結果より、回答があった事業者は改善済の比率が高かった。

- ・R2追跡調査分18件回答中18件改善済
- ・R3アンケート分36件回答中31件改善済

1. 実施内容

1-1. 実施期間 令和4年9月1日～令和5年3月31日

1-2. 処理場所 さいたま新都心合同庁舎 1号館 8階

1-3. 対象業務

本業務では、担当課と必要な連携体制を構築し、地元住民、地方公共団体、HP等から寄せられる情報・問合せ、担当課に寄せられた不適切案件情報等「通報」に関して適切な対応を実施した。

1-3-1. 通報内容の情報確認

「関東経済産業局資源エネルギー環境部新エネルギー対策課対応案件」および、「MURCからの情報提供案件関東経産局分」の通報の中から、ご依頼頂いた案件を対象とした。

通報内容について、情報の収集・整理を行い、不適切な事案についての事実関係・原因等を調査した。

1-3-2. 対応方針の起案

不適切な内容について確認出来た場合、事案の改善に向けた対応策を調査・検討し、起案した。

1-3-3. 関係者への連絡・依頼

通報者、FIT認定事業者、地方公共団体等の各関係部署との調整を図りながら、改善行動を促し、担当課への対応結果報告を行った。

2. 結果

2-1.実施状況

122件の通報（延べ162件、発電事業者166件）に対し、適切な対応を実施した。
 対応完了が25件、経過観察が92件、起案・対応中が5件となり、完了率が20.4%、
 準完了率（経過観察を含む）は95.9%の結果となった。
 通報元と処理件数の詳細は下記の通りである。

※通報に対しての処理件数の内訳

- ・起案：該当設備の調査、アプローチ方法を起案中
- ・対応中：起案内容をメール送信、回答待ち
- ・経過観察：アプローチは一旦終了、報告待ち
- ・完了：通報に対する解決を確認し完了
- ・完了率：完了/合計件数
- ・準完了率：(完了+経過観察)/合計件数

図表 4 - 2 - 1 通報対応業務の実施状況 (件)

	通報元	通報件数（重複を削除した件数）					通報件数 (延べ件数)	発電 事業者数
		起案	対応中	経過観察	完了	合計		
1	地方公共団体等通報処理統括表 (2021年度引継ぎ)	0	0	6	1	7	14	9
2	地方公共団体等通報処理統括表 (2022年度)	1	4	17	4	26	32	32
3	エネ庁通報窓口 MURC（局分2021年度引継ぎ）	0	0	39	5	44	58	66
4	エネ庁通報窓口 MURC（局分2022年度）	0	0	30	15	45	58	59
	計	1	4	92	25	122	162	166

2. 結果

2-2.実施状況 処理日数

調査開始から対応完了まで、平均で51日を要し、最大224日を要した。
経過観察（対応報告待ち）案件は、最大210日経過中となった。

※通報に対しての処理日数の内訳

- ・起案：該当設備の調査、アプローチ方法を起案までの日数
- ・対応：起案内容をメール送信、回答、解決確認までの日数
- ・終了：完了または、アプローチ一旦終了までの日数
- ・経過観察：アプローチは一旦終了、報告待ち中の日数

図表 4 - 2 - 2 通報対応業務の処理日数 (日)

	通報元	対応平均日数（最大値）			
		起案	対応	終了までの合計	経過観察
1	地方公共団体等通報処理統括表 (2021年度引継ぎ)	26 (88)	95 (187)	121 (224)	93 (196)
2	地方公共団体等通報処理統括表 (2022年度)	8 (80)	24 (177)	31 (177)	63 (205)
3	エネ庁通報窓口 MURC (局分2021年度引継ぎ)	1 (19)	15 (142)	16 (143)	153 (209)
4	エネ庁通報窓口 MURC (局分2022年度)	12 (45)	23 (207)	36 (207)	99 (210)
	平均	8 (88)	24 (207)	32 (224)	102 (210)

2. 結果

2-3.対応した通報の内容

122件の通報内容について項目分けをした結果、「標識」「柵塀」に関わるものが71件であった。標識に関わる事案については、事業者が協力的に完了報告等の提出もスムーズに行えることができたが、柵塀に関わる事案については、隣地の塀があるからという理由や、人が簡単に入っていけない土地だからなどといった理由での未設置が見受けられ、事業者の柵塀設置法令順守についての認識の甘さを感じた。その他通報内容では、近隣住民への説明不足に起因する苦情が多くあった。

※通報に対して含まれていた、通報内容の内訳（延べ件数）

- ・標識：標識がない、表示内容が不適切等。
- ・柵塀：柵塀がない、一部壊れている。
- ・立地：分割案件の疑い、急斜面設置等。
- ・環境その他：土砂崩れ、土砂流入。無許可の伐採。条例違反。近隣説明不足。景観破壊。廃棄物不法投棄等。

図表 4 - 2 - 3 通報に対して含まれていた、通報内容の内訳 (件)

	通報元	通報内容			
		標識	柵塀	立地 (分割・急斜面設置等)	環境その他 (土砂・伐採・近隣説明不足等)
1	地方公共団体等通報処理統括表 (2021年度引継ぎ)	3	2	1	6
2	地方公共団体等通報処理統括表 (2022年度)	7	7	2	21
3	エネ庁通報窓口 MURC (局分2021年度引継ぎ)	13	9	3	41
4	エネ庁通報窓口 MURC (局分2022年度)	19	11	2	28
	計	42	29	8	96

3. 考察

通報された不適切事案の中で、標識および柵塀に関する通報につづき、環境その他についての通報が多くあった。

内訳としては、土砂災害発生の危険性、住民説明がされていない、自治体への届出等未了のままの伐採・着工、文化財の破壊などがあった。

環境その他についての通報対応は、抵触する関係法令および自治体策定のガイドラインとの整合性の通報内容にかかる確認が必要となり、関係各自治体等への事実確認を行いつつ、進めなければいけないため、相応の時間を要することとなった。

これまでの業務の流れを考察すると、今後の通報件数削減のためには、FIT認定事業者への法令遵守の重要性を認識させるべく、標識および、柵塀設置の必要性を繰り返し促すことによる、標識、柵塀設置義務の理解・浸透が必要であること、案件によっては認定事業者側にやむを得ない事情等が認められず、なかなか改善対応が見られない案件については、より強い行政指導等の対応が必要なものと思われる。

起案文面の作成方法や、案件の進め方、確認すべき事項に関しては、担当職員よりご指摘いただくことで、注意点やアプローチ方法について改めて気づかされることが多く、大変勉強になった。今後の業務運用に際しては、過去実績をもとにある程度マニュアル化したうえで、対応することにより課題解決への即応性、および応対精度向上が図れるかと思われる。

Ⅲ. 報告書 資料編

・アンケート調査票(1~2ページ目)

アンケート用紙

※P1～3について、全ての項目についてご回答願います。

※該当チェックボックスに ☒、() 内に数字または必要な情報を記載ください。

認定事業者名(法人名 または個人名)	
本回答の対象となる 認定設備の設備ID	(本票の送付ラベルに記載された設備IDを転記してください。)
(法人の場合) 回答者名	認定事業者(法人)における、回答者の役職・立場 ☐ 代表者 ☐ (代表以外の) 取締役・執行役員 ☐ 従業員(管理職) ☐ 従業員(担当者)
回答者連絡先	電子メールアドレス () 電話番号 () (平日 10:00～18:00 に連絡のとれるもの)
体制	☐ 個人 ☐ 法人 役員 () 名、役員以外の常用雇用者 () 名
認定取得年月日	西暦 20 () 年 () 月 () 日
発電設備の出力 (kw)	kw
運転開始状況	☐ 運転開始前 ☐ 運転開始後 運転開始日: 西暦 20 () 年 () 月 () 日
設置形態	☐ 屋根置き又は屋上置き ☐ 地上設置(野立て) ☐ 地上設置(営農型) ☐ その他 ()

●対象となる認定設備の状況

標識・柵塀の設置 状況

標識・柵塀に関する以下の文章をお読みのうえ、ご回答下さい。

- 2017年4月施行の新FIT制度において、太陽光発電設備には標識・柵塀の設置が義務付けられています。これには2017年3月31日以前に認定された設備も含まれます。
 - 以下の場合でも、実際に進入が可能であれば、標識・柵塀を設置する義務があります：
 - 第三者の立入が禁じられている；
 - 嵩上げしている；
 - 擁壁、水路、法面、植え込み、雑木林等に面している。
 - 適切な柵塀及び不適切な柵塀の事例については、別紙資料をご覧ください。
- ※ アンケート調査と並行し、本調査対象の発電所の現地調査等を行う場合があります。

標識・柵塀の設置義務は、知っていましたか。当てはまるものを1つ、お選びください。

- ☐ 知っていた。
☐ 知らなかった。

標識・柵塀の設置義務を怠った場合、最終的に認定が取り消されることを、知っていましたか。

- ☐ 知っていた。
☐ 知らなかった。

本調査の対象となる認定設備に、標識・柵塀は設置していますか。それぞれ当てはまるものを1つ、お選びください。

標識	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 設置はしているが、基準を満たしているかは不明。 ☐ 未設置である
柵塀	☐ 設置し、基準を遵守している。 ☐ 設置はしているが、基準を満たしているかは不明。 ☐ 未設置である

・アンケート調査票(3ページ目)

標識・柵塀を適切に設置する計画(時期)	標識・柵塀に不適切な箇所がある、あるいは未設置である、と回答した方にお伺いします。	
	その理由について、当てはまるものをお選びください。	
	標識	☐ 発電設備の出力が 20kw 未満のため。 ☐ 屋根置きや屋上置きのため。 ☐ 土地の開発・造成の工事開始前（土地の開発・造成を行わない場合には発電設備の設置工事の開始前）のため。 ☐ 設置義務を知らなかったため。 ☐ その他 ()
	柵塀	☐ 屋根置きや屋上置きのため。 ☐ 塀つきの庭に設置しているため。 ☐ 私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にあるため。 ☐ 運転開始前のため。 ☐ 出力 10kW 以上 50kW 未満の発電設備により営農型太陽光発電等を実施する際に、営農上支障が生じると判断されるため。 ☐ 設置義務を知らなかったため。 ☐ その他 ()
いつまでに、標識・柵塀を適切に設置しますか。施工事業者等と相談・確認のうえ、できるだけ具体的にご回答下さい。		
	標識	20 () 年 () 月までに、適切に設置する
	柵塀	20 () 年 () 月までに、適切に設置する

・現地調査票(1～2ページ目)

調 査 表

調査対象	設備ID					
	発電事業者名					
	設備所在地					
	所在地緯度経度	緯度			経度	
	発電出力	KW		認定日		

概要	調査日時	2023 年 月 日 時 分 ～ 時 分				
	発電所特定	☐ 対象発電所が特定できた ☐ 対象発電所が特定できなかった				
	調査可否	☐ 調査可能 ☐ 調査不可 (理由)				

柵塀	柵塀の有無	☐ 区画全体に柵塀あり ☐ 一部柵塀が無いところがある ☐ 柵塀無し				
	区画内侵入	☐ 容易に可能 ☐ 侵入意思があれば可能 ☐ 不可能				
	柵塀高さ (m)	☐ ～1 ☐ 1～1.49 ☐ 1.5～1.99 ☐ 2～				
	柵塀の種類	☐ フェンス ☐ フェンス以外の金属製 ☐ 木製 ☐ その他				
	柵塀からの離隔	☐ 構内の設置物に接触可能 ☐ 構内の設置物に接触は不可能 ☐ 柵塀から機器がはみだしている				
	柵塀の破損・変形	☐ 破損・変形箇所が複数ある ☐ 1か所破損・変形箇所がある ☐ 破損・変形なし				
	入口の施錠	☐ 施錠されている ☐ 施錠機能はあるが施錠されていない ☐ 施錠機能が無い				

標識	標識の有無	☐ 標識提示あり ☐ 標識提示の復旧あり ☐ 標識なし				
	判読可否	☐ 全て判読可能 ☐ 一部判読可能 ☐ 判読不可能				
	材質・保護	☐ (樹脂等の) 堅牢な素材 ☐ 退色が懸念される素材 ☐ その他				
	固定	☐ 堅牢な手段で固定 ☐ 固定が外れる可能性あり				
設置場所	☐ 見やすい場所、高さに設置 ☐ 内容が判読しにくい場所に設置					

標識記載内容	設備区分	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	設備名称	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	設備ID	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	設置場所	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	発電出力	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	認定事業者名	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	認定事業者住所	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	保守点検責任者	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	連絡先	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				
	運転開始年月日	☐ 記載あり ☐ 記載はあるが判読不可 ☐ 記載なし				

設備ID			
緯度		経度	
所在地			

航空写真・地図(面の番号、門扉の場所、標識の場所を記入)

・現地調査票(3~4ページ目)

設備ID	0
	全体遠景
	全体遠景 (別角度から)
	門扉

設備ID	0
	標識 (遠景)
	標識 (近景)
	標識固定箇所 (近景)

・現地調査票(5ページ目)

設備ID	0	調査箇所	
			柵塀 (種類や設置状況の概観)
			柵塀 (発電設備との離隔)
			柵塀 (破損がある場合)



エコリンクス株式会社